

呉市告示第 294 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により，広古新開 7 丁目，広古新開 8 丁目及び広古新開 9 丁目の区域で，別紙変更調書のとおり町の区域を変更しましたので，同条第 2 項の規定により告示します。

なお，この町の区域の変更の効力は，土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による広島圏都市計画事業古新開土地区画整理事業の施行地区における土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとします。

平成 28 年 8 月 12 日

呉市長 小 村 和 年

変更調書

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる町の区域に変更する。

左 欄		右 欄
町	地番（平成28年8月1日現在）	町
広古新開 8丁目	297の1の一部，297の2の一部，297の3，299の1から299の3まで，300の1，300の2，300の4の一部，301の1の一部，302の1の一部，303の1の一部，303の2の一部，304から307まで，308の1，308の2の一部，309の1の一部，309の2の一部，309の4の一部，309の5の一部，309の6の一部，309の7から309の9まで，391の一部，392の1，392の2，393の2の一部，394の3の一部，395，396の1，396の2，397の1，397の2，398の1，398の2，399の1，399の2，400の1，400の2，401，402の1，402の2，403の1，403の2，404の1から404の3まで，405の1，405の2，406の1から406の5まで，407の1，407の2の一部，407の3，409の1の一部，409の2の一部，462の一部，463の一部，464，465の1，465の2，466，467の1，467の2，468の1から468の6まで，469，470の1から470の3まで，471の1，471の2，472の1，472の2，474，475，476の1から476の5まで，480の1，480の2	広古新開 7丁目
広古新開 7丁目	296の一部	
広古新開 9丁目	162の1の一部，162の2の一部，162の6の一部，162の10の一部，162の11の一部，163の1の一部，163の3の一部，245の一部，246の一部，247の一部，249の1の一部，249の2の一部，249の3の一部，249の7の一部，250の一部，253の1の一部，288の3の一部，288の6の一部，288の7	広古新開 8丁目
広古新開 8丁目	346の1の一部，352の一部，353の一部，359の1の一部，359の2の一部，359の4の一部	広古新開 9丁目
広弁天橋 町	1の124の一部，150の7の一部	

左 欄		右 欄
町	地番（平成28年8月1日現在）	町
広古新開 9丁目	148の1の一部，148の6の一部，148の7の一部，149の1の一部，149の3の一部，150の1の一部，150の4の一部，150の6の一部，150の13の一部，187の2の一部，188の2の一部，188の7の一部，188の8の一部，188の9の一部，188の11の一部，194の2の一部，198の1の一部，198の5の一部，198の6の一部，198の7の一部，198の9の一部，198の10の一部，275の1の一部	広弁天橋 町

上の表の左欄の区域には，これらの区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び市有地の全部を含む。